

## 2020年（令和2年）第11回総会議事録

- 1 告示年月日 2020年（令和2年）11月16日（月）
- 2 通知年月日 2020年（令和2年）11月16日（月）
- 3 開催年月日 2020年（令和2年）11月30日（月）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号  
福山市役所 本庁舎3階 小会議室

### 5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
- 議案第4号 非農地証明について
- 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第6号 非農地判断について
- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について
- 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業）
- 議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について

（追加）議案第10号 農地等の現況に係る照会に対する回答について

### 6 報告事項

- （1）農地法等に関わる専決処分・届出等について

### 7 出席委員

- |           |           |          |           |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| 1番 坂本 忠士  | 4番 渡壁 則人  | 6番 谷邊 博人 | 7番 岡本 卓也  |
| 10番 安原 理雄 | 11番 下江 京子 | 13番 山本 明 | 14番 須藤 薫雄 |
| 15番 谷本 耕造 |           |          | 以上9名      |

### 8 欠席委員

- |          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 2番 佐藤 眞子 | 3番 土屋 智樹 | 5番 山本 信之 | 8番 小林 輝仁 |
| 9番 寶諸 孝也 | 12番 河村 昇 |          | 以上6名     |

### 9 その他の出席者

0名

### 10 事務局出席職員

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 事務局長  | 池田 昌弘 | 事務局次長 | 瀧川 滋雄 |
| 松永出張所 | 花田 宏  | 神辺出張所 | 杉原 信弘 |
| 北部出張所 | 藤井 裕美 | 新市出張所 | 山本 隆博 |
| 事務局   | 藤井 勝俊 |       | 以上7名  |

1 1 議事内容

午前 10時00分開会

事務局長	ただいまから、2020年（令和2年）第11回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷邊会長，会議の進行をお願いします。
会 長	—開会挨拶—
議 長	それでは，会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。最初に，総会の成立を申し上げます。委員総数15名のうち，出席委員9名，欠席委員6名，在任委員の過半数が出席ですので，本会議は成立します。続いて，会議規則第10条の規定により，議事録署名委員の指名を行ないます。議席番号7番 岡本 卓也 委員と議席番号13番 山本 明 委員をお願いします。議事に入る前に，議案の訂正等があれば，事務局より説明してください。
事務局	2020年（令和2年）第11回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。追加議案第10号として，「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を追加しています。内容は記載のとおりです。次に，議案書の次第の4議事の項に「（追加）議案第10号 農地等の現況に係る照会に対する回答について」を追加。次に議案書（別冊）14ページ38番「備考欄」に「所要面積：1，235平方メートル」を追記。次に21ページ13番の「○○○○，○○○○，○○○○，○○○○」の4筆及び14番から18番を取下げ。これに伴い「合計欄」の「畑 44筆 11，930，計 48筆 12，738」を「畑 32筆 9，605，計 36筆 10，413」に訂正。次に41ページ130番「備考欄」に「新規就農促進措置」を追記。次に45ページ24番「終期欄」の「令和12年12月30日」を「令和12年12月31日」に訂正。次に49ページの5番の始期欄，広島県の公告日の翌日に訂正。以上です。
議 長	それでは，議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 松永地区の報告をお願いします。
7番 (岡本)	それでは，松永地区の審議内容について報告をします。松永地区では，11月25日，午前8時30分から関係者により現地調査を行い，午前11時から，松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名中全員の出席によ

り、議案第1号3件、議案第2号1件、議案第3号5件、議案第4号4件、議案第7号22件、議案第8号1件、議案第9号1件、追加議案第10号1件、合計38件について審議いたしました。それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から3番について報告します。1番は、柳津町の受人が、大阪府高石市の渡人から借り受けている農地の所有権を取得するものです。野菜を栽培する計画です。2番は、金江町の受人が、同町の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするものです。野菜や果樹を栽培する計画です。3番は、金江町の受人が、同町の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするものです。野菜を栽培する計画です。いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。

議 長 北部地区の報告をお願いします。

10番 (安原) それでは、北部地区の審議内容について、報告します。北部地区では、11月25日の午前9時45分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。委員13名のうち8名の出席により、議案第1号9件、議案第2号1件、議案第3号14件、議案第4号1件、議案第7号30件、議案第8号16件、議案第9号3件の合計74件について審議いたしました。それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊1ページの4番から3ページの12番について報告をします。4番は、芦田町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。5番は、芦田町の譲渡人が、同町の譲受人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。6番は、加茂町の譲渡人が、同町の後継者で譲受人である子へ、申請地を贈与するもので、譲受人は、野菜を栽培するものです。7番は、駅家町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。8番は、駅家町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。9番は、新市町の譲受人が、広島市の譲渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。10番は、三吉町一丁目の譲渡人が、新市町の譲受人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、新規就農して、野菜及び果樹を栽培するものです。11番は、新市町の譲受人が、東京都世田谷区の譲渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。12番は、新市町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。

議 長	神辺地区の報告をお願いします。
1 3 番 (山本 明)	<p>神辺地区の審議内容について報告します。神辺地区では、11月25日、午前9時から現地調査を行い、午前11時より、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号3件、議案第3号13件、議案第7号16件の合計32件について、審議しました。それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3ページ13番から15番について報告します。13番と14番は関連案件です。湯野の受人が、13番で湯野の貸人から湯野の畑1筆541㎡を3年間の使用貸借権で借り受けて、14番では新湯野の譲渡人から湯野の畑1筆635㎡を譲り受けて、合計1,176㎡に季節野菜の栽培をして新規就農をするものです。15番は、道上の譲受人が、親族である大阪府東大阪市の譲渡人から、農地法第3条許可を受けて使用貸借権を設定して借り受けている道上の田2筆合計257㎡を贈与により譲り受け、引き続き畑として耕作し、野菜・果樹の栽培をするものです。いずれも申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保され、下限面積も満たしていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 質問等無し —
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 全員挙手 —

議 長	<p>全員挙手により，議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に，議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
4 番 (渡壁)	<p>西部地区の審議内容について報告します。西部地区では，11月25日の正午からの現地調査に続き，午後4時から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。委員10名全員の出席により，議案第2号3件，議案第3号14件，議案第4号4件，議案第7号64件，議案第8号7件，議案第9号1件，合計93件について審議しました。それでは，議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から3番について報告します。1番は赤坂町の申請人が，申請地を露天資材置場として整備するものです。場所は赤坂小学校の南，約400メートルです。2番は津之郷町の申請人が，申請地に貸家1棟及び長屋住宅2棟を建築するものです。場所は津之郷小学校の東，約200メートルです。3番は岡山県倉敷市の申請人が，申請地を露天駐車場として整備するものです。場所は至誠中学校の東，約650メートルです。なお，1番の423-1は農振農用地区域内の農地のため，農振除外手続き中です。現地調査をしましたが，いずれも，周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから，許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
7 番 (岡本)	<p>それでは，議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4番について報告します。4番は大黒町の申請人が，露天駐車場を設置するものです。場所は本郷小学校から北へ，約290メートルのところですが，すでに露天駐車場として使用されていたため，顛末書の提出を受けております。現地調査をしましたが，日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから，許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
10 番 (安原)	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊4ページの5番について報告します。5番は広島市の申請人が，申請地を宅地の拡張及び進入路として整備するものです。場所は駅家北小学校の南東，約150メートルのところですが，本案件は既に倉庫及び進入路として利用され</p>

	<p>ておりましたので、顛末書の提出を受けております。なお、5番は農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中であります。現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第2号のすべての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。なお、議案第2号には常設審議委員会への意見聴取案件はございません。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等無し —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。</p>
1 番 (坂本)	<p>それでは、東部地区の審議内容について報告します。東部地区では11月24日火曜日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前11時30分から地区協議会員7名全員の出席により、市役所本庁舎3階小会議室で協議会を</p>

開催しました。審議した案件は、議案第3号2件、議案第4号4件、議案第5号1件、議案第6号13件、の合計20件です。それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定につて」の別冊5ページ1番及び2番について報告します。1番と2番は関連案件です。霞町三丁目の建設業を営む法人が農業後継者のいない休耕中の田、2筆、所要面積301㎡を譲り受け、建売住宅1棟を供給する計画です。場所はビックローズの南130mの所です。以上、現地確認を行いました。いずれも日照・排水に問題なく、周辺の営農条件にも支障のないことから、転用許可妥当と判断しました。以上です。

議 長

西部地区の報告をお願いします。

4 番  
(渡壁)

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定につて」の3番から16番について報告します。3番は瀬戸町の受人が、津之郷町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。場所は瀬戸コミュニティセンターの北東、約400メートルです。4番は瀬戸町の法人が、同町の渡人から使用貸借権を設定して、申請地を借り受け、露天資材置場として整備するものです。場所は瀬戸コミュニティセンターの北東、約200メートルです。5番は北本庄の法人が、三吉町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。場所は瀬戸コミュニティセンターの北東、約800メートルです。6番は瀬戸町の法人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。場所は瀬戸池の東、約1300メートルです。7番は、瀬戸町の法人が千葉市の渡人から申請地を譲り受け、神社の祠（ほこら）一棟を建築するものです。場所は瀬戸小学校の南西、約1200メートルです。8番は南蔵王町の法人が、山手町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。場所は山手小学校の西、約100メートルです。9番は松永町の法人が、山手町の渡人から申請地を譲り受け、建売住宅2棟を建築するものです。場所は山手小学校の南西約300メートルです。10番は瀬戸町の法人が、津之郷町の渡人の申請地に賃借権を設定して借り受け、露天資材置場として整備するものです。場所は山手小学校の南西、約400メートルです。11番は赤坂町の受人が、沖野上町の渡人から申請地を譲り受け、露天資材置場として整備するものです。場所は赤坂小学校の南、約400メートルです。12番は、赤坂町の法人が、岡山県倉敷市の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。場所は赤坂小学校の北西、約400メートルです。13番は西新涯町の受人が、津之郷町の渡人から申請地を譲り受け、住宅1棟を建築するものです。場所は津之郷小学校の北西、約200メートルです。14番は沼隈町の法人が、同町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、露天資材置場として整備するものです。場所は能登原小学校の南東、約150メートルです。

	<p>15番は箕島町の法人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。場所は箕島小学校の南東、約900メートルです。16番は尾道市の法人が、内海町の渡人から申請地を譲り受け、露天資材置場として整備するものです。場所は内海ふれあいホールの東、約150メートルです。なお、3番から7番までと、12番、14番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中です。現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>7番 (岡本)</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の17番から21番について報告します。17番は引野町三丁目の受人が、父親である本郷町の渡人と使用貸借権を設定して、分家住宅を建設するものです。場所は盗人池から南東へ約490メートルのところですか。18番は尾道市の法人が、本郷町の渡人と賃借権を設定して、露天駐車場および露天資材置場を設置するものです。すでに一部を露天駐車場として使用されていたため、顛末書の提出を受けております。場所は本郷保育所から東へ約610メートルのところですか。19番は松永町四丁目の法人が、神村町の渡人と賃借権を設定して、露天資材置場を設置するものです。場所は神村小学校から南へ約210メートルのところですか。20番は松永町六丁目の法人が、赤坂町の渡人と賃借権を設定して、露天資材置場を設置するものです。場所は西部市民センターから東へ約1000メートルのところですか。21番は金江町の法人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場を設置するものです。場所は、新池五差路から南へ約260メートルのところですか。いずれも、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中です。現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>10番 (安原)</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊10ページの22番から14ページの35番について報告します。22番は新涯町一丁目の借受人である孫が、申請地に使用貸借権を設定して、同町の貸出人である祖父から申請地を借受け、分家住宅を建築するものです。場所は有磨小学校の北西、約450メートルのところですか。23番から26番は関連案件で、新市町の譲受人である法人が、23番、24番、26番で加茂町の譲渡人から、25番で広島市の譲渡人からそれぞれ申請地を譲り受け、露天資材置場として整備するものです。場所は加茂中学校の南東、約850メ</p>

ートルのところ。27番は駅家町の譲受人である法人が、広島市の譲渡人から申請地を譲受け、露天駐車場として整備するものです。場所は駅家北小学校の南東、約350メートルのところ。28番は駅家町の借受人である子の経営する法人が、申請地に使用貸借権を設定して、同町の貸出人である父から申請地を借受け、長屋住宅を建築するものです。場所は駅家北小学校の南、約10メートルのところ。29番は曙町一丁目の借受人である孫が、申請地に使用貸借権を設定して、駅家町の貸出人である祖母から申請地を借受け、住宅を建築するものです。場所は駅家北小学校の南西、約100メートルのところ。30番は岡山市の借受人である子が、申請地に使用貸借権を設定して、駅家町の貸出人である父から申請地を借受け、住宅を建築するものです。場所は駅家中学校の北東、約550メートルのところ。31番は神辺町の譲受人である孫が、駅家町の譲渡人である祖母から申請地を譲受け、住宅の建築及び道路として整備するものです。場所は駅家南中学校の北東、約300メートルのところ。32番は駅家町の借受人である孫が、申請地に使用貸借権を設定して、同町の貸出人である祖父から申請地を借受け、住宅を建築するものです。場所は駅家中学校の西、約250メートルのところ。33番は南手城町一丁目の借受人である法人が、申請地に賃借権を設定して、東京都日野市の貸出人外2人から申請地を借受け、露天資材置場として整備するものです。場所は駅家中学校の南東、約1キロメートルのところ。34番は神辺町の譲受人である法人が、駅家町の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。場所は駅家南中学校の南東、約600メートルのところ。本案件は、既に工事に着手しておりましたので、顛末書の提出を受けております。35番は新市町の譲受人である宗教法人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、進入路拡幅の整備をするものです。場所は常金丸小学校の北、約950メートルのところ。なお、22番、27番、29番から35番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中であり、現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。

議 長

神辺地区の報告をお願いします。

13番  
(山本 明)

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」14ページ36番から16ページ48番について報告します。36番は、新市町大字戸手の建築内装業を営む譲受人が、申請地である川北の田1筆922㎡について、川北の譲渡人から譲り受けて、周辺で需要のある長屋住宅1棟を建築するものです。37番と38番は関連案件です。申請地の隣地で建築用金物の製造・加工 工事業を営む川北の法人が、37番の川北の田1筆611㎡と38

番の川北の田1筆624㎡を合わせた合計1,235㎡を譲り受けて、事業拡大に伴う露天駐車場を整備確保するものです。39番から41番は関連です。川南で建築工事業を営む法人が、39番の川北の田1筆1,592㎡と40番の川北の田1筆949㎡、41番の川北の田2筆1,458㎡を合わせた合計3,999㎡を譲り受けて、事業拡大に伴う露天資材置場を整備確保するものです。なお、40番と41番は届出がないまま農業用倉庫が建築されていまして、顛末書が提出されています。42番は土木建築業を営む霞町の法人が、申請地である徳田の田1筆653㎡について、それぞれ持分各二分の一を共有する徳田の譲渡人から譲り受けて、事業拡大に伴う露天資材置場を整備確保するものです。43番は近隣で建設業を自営で営む徳田の譲受人が、申請地である徳田の畑1筆368㎡について、埼玉県川越市の譲渡人から譲り受けて、事業用車両等のための露天駐車場を整備確保するものです。44番は造園・土木建築業を営む岡山県井原市の法人が、申請地である徳田の田1筆2,009㎡について、それぞれ持分各二分の一ずつを共有する徳田の貸人から賃借権により借り受けて、事業拡大に伴う露天資材置場を整備確保するものです。45番は近隣で土木工事業を営む下竹田の法人が、現在使用中の露天資材置場を返却することとなり、申請地である下竹田の田1筆1,818㎡について、下竹田の譲渡人から譲り受けて、事業に伴うための露天資材置場を整備確保するものです。46番と47番は関連案件です。千田町で不動産業を営む法人が、46番の道上の田2筆合計1,734㎡と隣接する47番の道上の田2筆345㎡を合わせた合計2,079㎡を譲り受けて、周辺で需要のある建売住宅9棟を建築供給するものです。48番は道上の譲受人が、自宅隣地の申請地である道上の田1筆91㎡を道上の譲渡人から譲り受け、宅地の拡張をして庭敷と自家用車駐車場として利用するものです。現地調査を行いました。いずれの案件も日照・排水について支障なく、周辺の営農への影響についても問題ないと思われることから転用許可妥当と判断しました。なお、37番から45番については農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中です。以上です。

議長

ありがとうございました。

事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第3号の21番は平成18年から平成22年にかけて藁江大新田地区として実施された新農業水利システム保全対策事業により整備された第1種農地です。また3番、4番、5番は第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にあり、その規模が10ヘクタール未満であるため、ま

	<p>た、31番と32番は福山市役所北部支所から、36番は福山市役所神辺支所から、42番はJR福塩線湯田村駅からおおむね500メートル以内に存在するため第2種農地として判断されます。46番、47番、48番はJR福塩線道上駅からおおむね300メートル以内に存在するため第3種農地と判断されます。その他の案件は農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。なお、「21番」は第1種農地のため、「18番」と「39番から41番」は転用面積が3,000平方メートルを超えるため常設審議委員会への意見聴取案件です。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等無し —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第3号の「18番」と「21番」、「39番から41番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第3号の「18番」と「21番」、「39番から41番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。</p>
1番 (坂本)	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の別冊17ページ1番から4番について報告します。1番です。申請地の2筆は隣接しており、山腹の市街化調整区域です。平成7年頃から耕作放棄していたところ、竹の根が張り、一部は竹</p>

	<p>藪になっています。場所は大門中学校から北西へ約800mの所です。2番です。申請地は蔵王山麓の傾斜地で、農機具の搬入が困難な場所で市街化調整区域にあたります。平成10年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となっております。場所は蔵王小学校から西へ150mの所です。3番です。</p> <p>申請地は商業施設や住宅街の中で市街化区域です。平成4年頃から貸店舗として建築され現在に至っております。場所は城東中学校から北へ約300mの所です。4番です。申請地は工場や住宅街の中で市街化区域です。昭和48年頃から駐車場として利用され現在に至っております。場所は野々浜小学校の南西約900mの所です。いずれも現地確認しましたが、農地性はなく、農地への復元は困難なため、非農地証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>4 番 (渡壁)</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」5番から8番について報告します。5番は沼隈町の申請人が、昭和43年頃から住宅敷地として利用し、現在に至っております。場所は山南小学校の南西、約450メートルです。6番は新市町の申請人が平成2年頃から耕作放棄していたところ、竹木等が繁茂し山林となっております。場所は能登原小学校の北東、約600メートルです。7番は箕島町の申請人が、昭和60年頃から参拝用駐車場の法面として利用し、現在に至っております。場所は箕島小学校の南東、約900メートルです。8番は横浜市の申請人が、平成9年10月頃から進入路として利用し、現在に至っております。場所は内海ふれあいホールの南、約700メートルです。現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
<p>7 番 (岡本)</p>	<p>議案第4号「非農地証明について」9番から12番について報告します。9番は福岡市の申請人が、昭和56年頃から耕作放棄していたところ、雑木などが繁茂し原野となったものです。場所は二ツ池から、南へ約500メートルのところです。10番は本郷町の申請人が、平成2年頃から耕作放棄していたところ、雑木などが繁茂し山林となったものです。場所は二ツ池から、南へ約380メートルのところです。11番は竹原市の申請人が、平成6年頃から耕作放棄していたところ、雑木などが繁茂して山林となったものです。場所は福山地区消防組合今津出張所から北東へ、約570メートルのところです。12番は久松台二丁目の申請人が、平成12年頃から耕作放棄していたところ、雑木などが繁茂し山林となったものです。場所は小森池から、東へ約350メートルのところです。いずれも、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整って</p>

	<p>おります。現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
10番 (安原)	<p>議案第4号「非農地証明について」の別冊18ページの13番について報告します。13番は駅家町の成年後見人の申請によるもので、同町の成年被後見人が、平成15年4月頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となっております。場所は服部南保育所の北西、約2キロメートルのところですが、13番は農振農用地区域内の農地であります。担当部局との調整は整っております。現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等無し —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。</p>
1番 (坂本)	<p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の別冊19ページ1番について報告します。申請地の2筆は一団の農地です。合計1,433㎡について、川口町五丁目に住む農業相続人が被相続人から引き続き、相続税の納税猶予の特例適用を受けるものです。申請地には果樹のみかん・柿・イチジク・栗などが栽培されており、引き続き農業を継承していくものです。申請地は多治</p>

	<p>米小学校から南東へ440mの所で、市街化区域の農地にあたります。申請者は農機具、農業技術ともにあり、20年以上の耕作意欲も強くあることから相続税の納税猶予に関する適格者であると判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等無し —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第5号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第5号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第6号「非農地判断について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。</p>
1 番 (坂本)	<p>それでは、議案第6号「非農地判断について」の別冊20ページ1番から21ページ13番について報告します。1番から13番は坪生北部の山麓で民家の裏手にあたります。以前から畑として耕作されていましたが、時勢と共に耕作放棄され、雑木等が繁茂し、山林化しています。農地性はなく、復元も困難であるため非農地判断妥当と考えます。場所は坪生小学校の北約600mの一带です。なお、13番の3555番以降については15番の所有者が地域の農地再生に取り組みされており、取り下げられたものです。以上です。</p>
議 長	<p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>非農地判断は農地パトロール等によりB分類と判定した土地について、農地に該当するか否かの判断を行うものです。非農地と判断された対象地は所有者等をはじめ、県、市、法務局等の関係機関に非農地となった旨を通知するとともに、農地台帳からは削除することとなります。以上です。</p>

議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等無し —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全員挙手 —
議 長	全員挙手により、議案第6号は原案のとおり決定します。
議 長	次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。
4 番 (渡壁)	議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の1番から64番について報告します。合計で64件、82筆、面積87,890.1平方メートルです。地目別では、田：55筆：38,509.6平方メートル、畑：26筆：48,380.5平方メートル、その他：1筆：1,000平方メートルです。新規・更新の別では新規分20件、23筆、22,501平方メートル、更新分44件、59筆、65,389.1平方メートルです。担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画案として適当であると判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
7 番 (岡本)	議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」の65番から86番について報告します。合計で22件、39筆、面積23,736㎡です。地目別では田：37筆、23,006㎡、畑：2筆、730㎡、新規・更新の別では、新規分11件19筆、10,174㎡と更新分が11件、20筆、13,562㎡です。担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画案として適当であると判断しました。以上です。

議 長	北部地区の報告をお願いします。
10番 (安原)	議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」別冊34ページの87番から39ページの116番について報告します。全体で件数30件、筆数48筆、面積41,023平方メートルです。内訳は、新規分が、件数11件、筆数18筆、面積16,012平方メートル、更新分が、件数19件、筆数30筆、面積25,011平方メートルとなっております。地目別では、田が、45筆、40,098平方メートルで、畑が、3筆、925平方メートルです。担当委員から調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれの案件も、農用地利用集積計画案として適当であると判断しました。以上です。
議 長	神辺地区の報告をお願いします
13番 (山本 明)	議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」39ページ117番から41ページ132番について報告します。合計で、16件、23筆、面積19,656.08㎡です。地目別は、田19筆、17,547.08㎡、畑4筆、2,109㎡です。新規・更新の別では、新規分5件、7筆 5,414.08㎡、更新分 11件、16筆、14,242㎡です。担当委員による調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれも、農用地利用集積計画案として適当であると判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局より補足説明等があればしてください。
事務局	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めるものです。議案書(別冊)の22ページから41ページに132件の案件を上程しています。農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の「解除条件付き貸借」の案件は、30ページ65番、37ページ102番から38ページ110番、39ページ116番であり、それぞれの法人が貸借権を農地の所有者と設定するものです。また、「新規就農促進措置」によるものは、22ページ6番、31ページ71番、41ページ130番で経営面積が1,000平方メートル未満ですが、1筆を単位として利用権設定を行うものです。本計画案は、9月30日を締切りとし132件、192筆、172,305.2平方メートルの申し出がありました。全ての案件は農業経営基盤強化促進法第1

	<p>8条第3項第1号から4号の各号の各要件を満たしています。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入りますが、35ページ「90番」と「91番」は安原理雄委員、41ページの「127番から129番」は須藤薫雄委員、「131番」と「132番」は山本明委員が関係する案件ですので、「農業委員会等に関する法律第31条」の議事参与の制限の規定により退席をお願いします。</p>
委員	<p>(安原理雄委員・須藤薫雄委員・山本明委員が退席)</p>
議長	<p>それでは、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等無し —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第7号は原案のとおり決定します。</p>
議長	<p>採決が終わりましたので、安原理雄委員、須藤薫雄委員、山本明委員は ご着席ください。</p>
委員	<p>(安原理雄委員・須藤薫雄委員・山本明委員が着席)</p>
議長	<p>次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について(農地中間管理事業)」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。</p>
4番 (渡壁)	<p>議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について(農地中間管理事業)」の1番から7番について報告します。7人の貸付人から、農地中間管理機構が賃借による農地中間管理権を設定して借受けるものです。内訳は件数7件、筆数7筆、面積10,197平方メートルで、地目はいずれも畑です。当該農地に問題はなく、農用地利用集積計画</p>

	案（農地中間管理事業）として適当であると判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
7 番 (岡本)	議案第 8 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業）」の 8 番について報告します。 8 番は神村町の渡人から、農地中間管理機構が使用貸借による農地中間管理権を設定して借受けるものです。内訳は、件数 1 件、2 筆、面積 1,299㎡で、地目はいずれも田です。当該農地に問題はなく、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）として適当であると判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
10 番 (安原)	議案第 8 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画案の決定について（農地中間管理事業）」の別冊 43 ページの 9 番から 45 ページの 24 番について報告します。9 番から 24 番は芦田町、滋賀県野洲市、御幸町、府中市、広島市、駅家町の貸付人 16 人から、広島県森林整備・農業振興財団（農地中間管理機構）が、1 番から 19 番は賃借により、20 番から 24 番は使用貸借による農地中間管理権を設定して借受けるものです。内訳は件数 16 件、筆数 28 筆、面積 23,366 平方メートルで、地目は田が、20 筆、19,793 平方メートル、畑が、8 筆、3,573 平方メートルです。担当委員から調査、報告があり、協議会で審査しましたが、いずれの案件も、農用地利用集積計画案として適当であると判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局より補足説明等があればしてください。
事務局	議案第 8 号は農地中間管理機構である広島県森林整備・農業振興財団が転貸することを目的とした利用権を設定するものです。農用地利用集積計画の決定により機構は中間管理権を取得することになります。24 件、35 筆、34,862 平方メートルの申し出がありました。利用権を設定する期間は、令和 2 年 12 月 31 日から令和 12 年 12 月 31 日までです。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等無し —

議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第 8 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第 8 号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第 9 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
4 番 (渡壁)	<p>議案第 9 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の 1 番については、計画案に意見、異議等はありません。以上です。</p>
議 長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
7 番 (岡本)	<p>議案第 9 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の 2 番については、計画案に意見、異議等はありません。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
10 番 (安原)	<p>議案第 9 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の別冊 47 ページの 3 番から 49 ページの 5 番の計画案については、異議等はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第 9 号については、福山市から計画案に対する意見を求められたものです。農用地利用配分計画は、農地中間管理機構が利用権を設定した農地について、転貸を行う際に作成する計画で、県知事の認可、公告後、利用権の設定が行われます。利用権の期限は県の公告日の翌日から令和 12 年 12 月 31 日までとなります。以上です。</p>

議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等無し —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第9号について、意見・異議がないことを福山市へ回答することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全員挙手 —
議 長	全員挙手により、議案第9号は意見・異議がないことを福山市へ回答します。
議 長	次に、追加議案第10号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を上程します。 松永地区の報告をお願いします。
7 番 (岡本)	追加議案第10号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」の1番について報告します。1番は広島法務局福山支局より、11月19日付けで現況に係る照会がありましたので、現地調査したところ、駐車場として転用済みであり、非農地として回答するものです。場所は福山大学の北側隣接地です。以上です。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等無し —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第10号について、原案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全員挙手 —
議 長	全員挙手により、議案第10号は原案のとおり回答することに決定します。

議 長	次に、報告事項の「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。議案書（別冊）の50ページから54ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、17件を事務局長専決で受理しました。次に、55ページと56ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、57ページから66ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。4条13件、5条43件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。次に、67ページと68ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が賃借権を設定し転用するものです。認定電気通信事業者が行う、通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地転用の制限の例外となります。6件の協議書を受理しています。次に、69ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃借権を解約したことの通知が4件ありました。次に、70ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、1件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。</p>
議 長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
事務局	— 質問等無し —
議 長	<p>質問等もないようですので、以上をもちまして2020年（令和2年）第11回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は12月28日開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>
事務局長	委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。お帰りください。

午前10時40分閉会